

## 家族法制部会第11回会議・議事速報

2022年1月25日、法制審議会・家族法制部会の第11回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、部会資料11に基づき、離婚及びこれに関連する制度に関して、残された論点についての調査審議が行われた。

はじめに、一組の父母以外の者が子の養育に関与する場合の規律の在り方について検討が行われ、まず、①祖父母等の父母以外の第三者が子どもを養育している場面について議論が行われた。祖父母等の父母以外の者が子どもの養育に関与するという状況そのものについては肯定的に捉える意見が多かったが、祖父母等の第三者に監護者指定や面会交流に関する家事調停・家事審判等の申立権を付与することについては賛成・反対の両方から意見が出された。また、仮にそのような手続を設けるとしても、子の養育環境が不安定にならないようにするために、申立権者の範囲については丁寧な検討が必要であるとの意見などが出された。次に、②子に複数の父母（実父母及び養父母）が存在する場面における子の養育に関する規律の在り方について議論が行われた。この点についても、複数の父母が子どもの養育に関与すること自体は肯定的に評価する意見が多かったが、養子縁組後にも、実親に監護者指定等の家事調停等の申立権を付与することについては賛否両論があった。

続いて、現行法における「親権及び監護権」や「養育、監護及び扶養」といった基本的な概念の整理及びその用語の在り方に関して議論が行われた。この点については、まず、現行法では、親権の有無にかかわらず、親であること自体から生ずる権利や責任等について名称や規定がないことから、このような法的地位に名称を付けるとともに、その内容を整理すべきであるとの意見があった。また、「親権」という語では権利性が強調されすぎるきらいがあるため、「責任」や「責務」といった語を用いるべきとの意見や、「権利及び義務」という両面性を強調する語を用いるべきではないかなどの意見が出された。さらに、現行法の各概念の内容を維持したまま別の用語に置き換える方向性のみを検討するのではなく、例えば、親権や監護権といった現行法の枠組にとらわれることなく、子の養育に関して問題となり得る個々の場面について特則を設けるなど適切な規律の在り方を検討すべきであるといった意見なども出された。

最後に、本部会におけるこれまでの議論において、養育費請求権について民事執行の手続等において有利に扱うこととする方向で見直しを検討されていることとの関係で、婚姻中かつ別居中の夫婦間における婚姻費用分担請求権についても、養育費請求権と同様に有利に扱うべきかという点や、子の親権者の再婚に伴い子の氏と当該親権者の氏が異なる場合等を念頭に、子の氏の変更手続の在り方に関する論点などについて議論が行われた。

次回以降の会議では、父母の離婚等に伴う子の養育に関して、これまでの議論・論点を整理した上で、二巡目の調査審議を行う予定である。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。